

重要なお知らせ!!



共済預金通帳(全員口座) 副印鑑の貼付を原則廃止します。

(平成26年4月1日以降に新規に作成する共済預金通帳から
副印鑑の貼付を原則廃止します。)

共済組合では、組合員が共済預金通帳を作成した際に、これまで副印鑑(通帳表紙裏面に貼付しているお届印)を貼付していましたが、**平成26年4月1日以降に新規に作成する共済預金通帳から副印鑑の貼付を原則廃止すること**としましたのでお知らせします。

今回の副印鑑の廃止については、共済預金通帳を紛失されたり盗難にあわれた場合に、お届印の印影を第三者が知ることとなり、お届印の偽造による不正な預金の引出しにつながる可能性を未然に防ぐことを目的としております。また、仮に不正な預金の引出しが行われた場合、共済預金は銀行預金とは異なり預金者保護法の対象外であることから、埼玉りそな銀行が定める「盗難通帳による預金等の不正払戻し被害補償に関する追加規定」の適用外となるなどの理由により、組合員皆さまの大切な共済預金をより一層安全にお守りするための変更となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、副印鑑の廃止により口座開設店以外の窓口で預金の引出しの手続きを行った際、当日の引出しが出来なくなるなどの利便性が失われてしまうことから、組合員から申請があった場合に限り副印鑑を貼付することとしましたので、併せてお知らせします。

また、すでに副印鑑が貼付された共済預金通帳については、希望により副印鑑の取外しができるものとともに、副印鑑の継続を希望する場合は、改めて申請いただかなくても従来どおりの取扱いができるものとします。

つきましては、平成26年4月1日以降の副印鑑の取扱いについては、以下のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いします。

①共済預金通帳の新規作成について

- ①副印鑑の貼付希望者以外は、共済預金通帳へ副印鑑の貼付は行いません。
- ②副印鑑の貼付を希望する場合は、「共済預金申込書」と一緒に「共済預金副印鑑の貼付にかかる申請書(※1)」及び「副印鑑貼付シール(※2)」を口座開設店窓口に提出してください。

②副印鑑が貼付された共済預金通帳をお持ちの場合について

- ①改めて申請いただかなくても、従来どおり口座開設店以外の窓口において預金の引出しができます。
- ②共済預金通帳を繰越す際は、新しい共済預金通帳へ副印鑑の張替えを行います。
- ③副印鑑の貼付が不要な場合は、ご自身または埼玉りそな銀行県内各支店窓口において取外してください。

③副印鑑の貼付を新たに行う場合について

副印鑑が貼付されていない共済預金通帳に新たに副印鑑を貼付する場合には、口座開設店窓口へ共済預金通帳、お届印及び本人確認書類等を持参のうえ、「共済預金副印鑑の貼付にかかる申請書(※1)」及び「副印鑑貼付シール(※2)」を提出してください。

④その他

副印鑑が貼付されていない共済預金通帳で口座開設店以外の窓口においては「埼玉りそな銀行支店間の取次ぎ(注)」により共済預金の引出しが可能となります。手続きから引出し完了までに最短でも3営業日かかりますので、余裕をもって手続きをしてください。

(注) 「埼玉りそな銀行支店間の取次ぎ」による共済預金の引出しにおいては、来店されたその場で現金を受け取ることができず、窓口に共済預金通帳を預け、共済預金払戻請求書等と一緒に手続きを取った支店から口座開設店に送付することとなります。その後、組合員名義の埼玉りそな銀行の口座への入金(手数料無料)または他行の口座への振込み(別途「手数料」がかかります。)となります。

なお、現金が必要な場合は、振り込まれた銀行預金から改めて引出ししていただくこととなります。

また、共済預金通帳については、後日、手続きを取った支店に本人が改めて出向き、受け取っていただくこととなります。

(※1)「共済預金副印鑑の貼付にかかる申請書」については、埼玉りそな銀行県内各支店窓口及び各所属所共済事務担当課にあります。

(※2)「副印鑑貼付シール」については、埼玉りそな銀行県内各支店窓口にあります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305